

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、家族性世帯の医療機関を使えば、今までに使った票の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。*医療できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等医療従事者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



保険料適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

